

平成29年第2回上三川町議会定例会会議録

平成29年6月8日（木）

3 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、7番・高橋正昭君の発言を許します。7番、高橋正昭君。

(7番 高橋正昭君 登壇)

○7番【高橋正昭君】 早速質問させていただきます。

中学校における部活動について質問いたしたいと思います。

文科省は、学校の外部から招く部活動指導員を制度化し、学校用務員などと並ぶ学校職員に位置づけました。部活の顧問と指導とで時間が大きく使われ、本来の学校教育活動や、生徒たちに向き合うことができなくなっていると言われております。

そこで私は、次の4点について質問いたします。

(1) 本町中学校の部活動の種類と、その数はどうなっているのか。

(2) 顧問と指導者の選任は誰が行うのか。また、その対象はどのような方がなるのか。

(3) 活動時間の決まりはあるのか。

(4) 外部指導者の導入について町はどう考えるか。

以上4点についてご答弁をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

現在、本町の3つの中学校では、学校によって違いはありますが、9種類の運動部と4種類の文化部があります。運動部39、文化部6、合計45の部が活動を行っております。

次に、2点目、顧問と指導者の選任方法とその対象者ですが、一般的には、学校ごとに全教員を対象に、適性や全体のバランス等を考慮した上で、ほかの校務分掌も含めた希望調査等を行い、校長が教員と協議の上、決めているものと思われま。

次に、3点目、活動時間数の決まりについてですが、日没時間や学校行事、地域の行事等を考慮し、生徒の健康や安全を確保した上で、学校ごとに部活動全体計画を作成して決めております。計画の作成

に当たり、生徒、教員にとって過度な負担にならないよう配慮されているものと考えております。

次に、4点目、外部指導者の導入についてですが、全ての学校に必ずしも専門的な知識や豊かな経験を有する教員がそろっているとは限らないのが現状であります。現在、県の事業である運動部活動補助員派遣事業により、3中学校で10名の指導者を依頼しているところです。これからも生徒の安全かつ充実した活動を確保するため、教育活動の一環としての部活動を支援してくださる方を、学校の要望に基づき積極的に導入していきたいと考えております。

部活動については、さまざまな課題や考え方もありますが、保護者や地域の皆様に部活動の現状についてご理解をいただき、今後も適正な部活動が継続できるようにしたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 部活動は各中学校で共通してある部活が5種目ほどありますよね。それと、新体操とかバレーとか、バスケット部、また陸上部というような部は2校でやっているということです。また、水泳は、上三川中学が水泳部があるんですが、明治中学校では大会にだけ出場しているのだそうでありまして。文化部では、美術、合唱、吹奏楽、写真というふうにあります。美術は3校ともあるんですね。ほか、合唱、吹奏楽、写真はそれぞれ1校ずつとなっています。本当に上三川中が計で13部、本郷中学校が9部、明治中が10部ということで、この部活に入って活動しているという子どもたちは、約92%、3校とも大体同じような数字だと、私が調べた結果ではそうになっています。92%というほとんどですよ。この92%の中に入らない、無所属と言われるんだそうなんですが、その人たちの中で半分は、クラブチームに入って活動しているというような実態なのだそうでございます。

そこで質問であります。各中学において生徒の92%が部活に所属している現況を教育長はどう思われるでしょうか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 部活動につきましては、個性の伸長というような観点から、スポーツ、文化、芸術活動に余暇を活用することは、生徒の人格形成上、大変意義のあることではないか、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 確かに92%の子どもたちが一生懸命に頑張っている姿はすばらしい、私もそう思うわけでありまして。そこで、また質問であります。92%の生徒たちが部活に一生懸命になっている姿を見て、教育長は、部活はどうあるべきかと思われませんか。部活の意義と、その効果をどこに求めるか、お聞かせいただければ幸いです。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 部活動につきましては、学習指導要領の中にも、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら進めるといようなことが明確に打ち出されております。教育課程外ではありませんけれども、非常に意義のある活動であると考えますので、生徒にとっても、教師にとってもバランスのよい部活動が推進できることが好ましいと考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 バランスのとれた部活動ということではありますが、確かに意義と効果ということになりますと、私もいろいろと考えてみましたが、部活動は生徒の自主的な参加によるものであって、その意義とは、生徒にスポーツや文化及び科学等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係をつくる、そういうことと、また、文武両道に通じ、体力、学力、人格形成に効果がある。また、担任以外の教師や先輩や級友以外の友人と触れ合うことができ、人間形成に効果が期待できる。まあ、これら意義と効果を考えますと、部活動は生徒たちの教育課程で学習したことの中から、みずからの興味・関心などをより深く追求する機会であると思うのでございます。生徒たちが参加しやすいような活動時間の設定として、適切な時間の取り方とか、休日も必要なのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 生徒にとっても、教師にとっても、やはりバランスのとれた部活動ということを考えますと、適度な休日等も必要ではないかと、そのように考えております。

町内の部活動の状況におきましては、ほとんどの部活動が週に一度の休養日を設けている、そのような状況でございます。また、土日などについては、それぞれの部活動でばらつきはありますけれども、今後、土日の部活動についても考えていく必要はあるのではないかと、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ただいまご答弁にありました、週に1日の休養をとると、これは本当にいいことだと思うんですね。生徒たちが真剣になればなるほど、成績を上げれば上げるほど先生たちは一生懸命になるわけで、部活にかかわる時間が長くなります。中学校教員の4割が月80時間程度の残業をしていると言われております。80時間という数字は、まあ、過労死ラインと言われております。最近、大分、テレビ、新聞等をにぎわしていますが、週一度の休みは取っていたとしても、やはり、先生方は一生懸命の余り、ついつい残業となるわけでありまして、このようなことについて教育長の見解をお聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 小学校も含めて、教職員の時間外勤務というのは、かなり多くなっているのが現状でございます。背景としましては、さまざまな教育改革、外国語の英語の強化科、あるいはICT教育、あるいは道徳教育、さまざまな小中連携、いろいろな流れがあるかと思っております。さらには、教職員、保護者の皆様の価値観の多様化、あるいは、地域との連携、さまざまなものが学校教育に求められている状況があります。そういう中で、さらに部活動というものも加わってくる中で、全体的に教職員の業務が広がっている、そのような状況がございます。それらを、部活動も含めて一体的に見直しをしていく必要があるかと、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 確かに、部活動の効果というのはいろいろあります。だからこそ、子どもたちも父兄も先生も、力が入ってくるわけでありまして、この部活の健全な運営方法ということを念頭に、これからも頑張りたいと思います。

また、上中、本中、明中で指導員が10名入っているということでしたよね。この指導員なんかも、

この後、私、やりますが、どんどんもっと増やして、先生方の負担をなるべく少なくするのが得策ではないかなというふうに思っています。

それでは、(2)の顧問、指導者の選任は誰が行うのか、またその対象はどのような方になるのかということですが、この選任というのは、ほとんど学校に任されているわけですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 先ほども答弁させていただきましたけれども、学習指導要領の中でうたわれている部活動ということですので、学校、最終的には、いろいろな経過を経ながら校長のほうで指導をお願いしているという状況でございます。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 現在のところ、各中学校の教員がこれに選任されているということですが、一部の中学では、臨時の教員がいて、その教員が指導者となっていると聞いています。明中での陸上とかサッカーは、何か臨時職員の方なんだそうですね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 非常勤の講師で、競技経験のある非常勤講師が部活動の手伝いをしているというような、そのような実態はございます。これは本人の希望等も踏まえながらということになるかと思えます。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 教員の方が顧問になって、またその顧問が指導員の立場を兼ねるということが、どこの中学校でもやっているんだと思うんですが、たまたま臨時の職員がそういう経験をお持ちであるということで、明中ではサッカーと陸上ですが、その部活の指導員になってくれているということは、本当に都合のいいことで結構なことだと思っています。なかなか指導員と顧問、特に外部から来た指導員と顧問の間には、案外、指導方法とかいろいろなことで確執があって、子どもたち、父兄たちにもそれを巻き込んで、意外な方向に行ってしまうようなこともあると話を聞いていますが、そんなことがないようにしたいと思いますが、教育長、そんなところはいかがでしょうかね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 何度か答弁させていただきますけれども、部活動については、学習指導要領の中でうたわれている活動、学校教育活動ということになります。そのような観点から、やはり、外部のコーチの方には、校長の指揮監督のもとに、それぞれの顧問が主体性を持てるというようなことが大切ではないか。そして、顧問の主体性を大切にいただきながら支援をしていただく、そのような方が外部指導者としてはふさわしいのではないかと考えております。さらには、そのような方は当然、子どもを大切にしてくださる方であるでしょうし、またさまざまな部活動外とのコミュニケーション、バランス、調整等にも応じていただける、そのような方に、ぜひ、外部指導者としてご活躍いただきたい、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 全く教育長の言うとおりでと思いますよね。顧問と指導者が、運営方法が違って、その迷惑が子どもたちにも及ぶなんていうことは、あってはならないことだと思っています。

それと、各教員が部活に配属されて、それは決してスペシャリストではないというのが考えられます。その運動であり、例えば音楽であり、私はそういう指導した経験は全然ないんですよと、そういう教員であっても、これは部活の顧問になるということが往々にしてあるわけでありますが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 中学校の教員は、部活動の経験をもとに採用されているわけではありませんで、教科をもとに採用されているということで、当然、学校に勤務した場合に、経験のない部活を担当する場合もあるかと思えます。それらの教員もいろいろと研修会、部活動指導の研修会などに参加したり、自主的な研修をして指導方法などを勉強している、そのような実態もございます。また、自分が経験していない顧問になって、一生懸命に勉強して県大会で優勝するようなどころまでたどり着くような教員も中にはいるかと思えます。多くの教員が、多くの部活に携わった方々が、競技経験がない中で子どもたちのために一生懸命に努力をしている、そういう教員も多くいるというのも事実でございます。

競技経験のない教員については、いろいろな形でのフォロー、また、女性教員でもどこかの部に配置するということで、技術指導はできなくても練習場に出向いて、励ましたり、あるいは安全の確保なり、あるいは事務的な処理などに携わったりということで、それぞれの特性に基づいて部活の指導にかかわっているかと思えます。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 確かに教育長が言われたとおり、何の経験もなくしてその部活動の顧問になり、いろいろ勉強しながら指導して優秀な成績をおさめるというケースは、いろいろあちこちから聞く話でございます。それだけ先生が一生懸命になって子どもたちのことを考えながら部活の指導をしているという姿は、本当に涙ぐましいところがあるのではないかと感じています。

そこでですね、私は、指導するということは本当に大変なことだと思うんですね。各部の顧問及び指導者が技術的な指導に自信がない場合、複数校の部員を1カ所に集めて、そこにスポーツ指導者を呼んで技術的な指導を受けてもらう、そんなことは可能でしょうかね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 複数の学校の部員が1カ所に集まってということは可能かと思えます。現在、少子化の中で、チームスポーツで、1つの学校でチームが編成できないという場合に合同チームを編成するような規定も中体連の規約の中にございます。そのような形で、他校に出向いて行って練習をするというような場合もございます。平日はなかなか難しいかと思えますけれども、土日などを活用してそのようなこともしている学校もあるかと思えます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 これが可能であるということになれば、こういうことは大いに利用すべきだと思うんですけどね。やはり、顧問なり指導者ということで振り向けた先生方が、その部活に対して余り理解を持っていないという場合には、こういう、3校でそういう場を設けて子どもたちに指導してもらうということ、これは技術的なものだと思いますが、そういうことは、可能であれば、今後そういう

ことを取り入れて、ぜひやってほしいなと思うわけでございます。

次に、(3) 活動時間数の決まりはあるのか、に移りたいと思います。

活動時間数の決まりがあるかないかでは、生徒及び教員の健康に及ぼす影響ははかり知れないと考えます。運動部活動の適正な時間数と休日は絶対に必要と思いますが、そこで、質問いたします。

教員の部活動にかかわる負担軽減策には、部活動のほか、教員の事務作業や学校給食費の徴収業務等、教員でなくてもできると思うことがあります。そういうことは自治体が担うように環境整備等が必要と考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 教職員の多忙化への対応というようなことで、文科省でもチーム学校というようなことで、教員以外のさまざまな専門職、スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、あるいは外部のさまざまな人材を活用して、教職員の業務を少しでも軽減していくような方策を文科省としても進めております。それらについては、今後、それぞれの市町で進めていくようなことが述べられておりますので、検討していきたい、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ぜひ、そのあたりをご検討いただければよろしいかなと思います。

それと、祝祭日、土曜、日曜の取り扱いはどうなっておるでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 土日、祝日等の部活の休みですけれども、各学校、あるいは部活によってまちまちかと思えます。町内の状況を見ますと、週に2日、休みを入れている部が21%、1日休みを入れているところが74%、昨年度の部活動調査でございますけれども、そのような実態がございます。部活動の休日等については、今年度、文科省からガイドラインが示される予定になっております。それらも含めながら、今後、学校現場と協議を重ねていきたい、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ただいまのご答弁だと、結構、休日はあるのですね、取っているんですね。教員の特殊性に基づいて勤務時間の内外を包括的に手当とする教職員調整額の支給なんかがあると聞いていますが、勤務時間外での部活動には特殊勤務手当が支給される制度があり、したがって、勤務時間外であっても部活動の指導は教育の一環として、校長の指示によって実施されている職務だと理解していますが、それでよろしいですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 校長が時間外勤務を命ずることができるものは、職員会議、あるいは校外学習、あるいは突発的な児童生徒指導の問題、緊急災害時等のみ、校長が時間外勤務を命ずることができるもので、それ以外については、校長は、時間外勤務を命ずることはできません。ただ、その中で部活動に教員が子どもたちのために頑張っている状況があります。そのようなところで、部活動手当が勤務時間外の活動について支給されているところでございます。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 その勤務外の手当が出ているというのは、大ざっぱに私たち、すごく安いんだ

よという話は聞いていますけれども、これは基本給の何%ぐらいに当たるんでしょうかね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 これは時間によって支給されることになっております。2時間以上で1,250円、4時間以上で2,500円、6時間以上で3,750円というようなことになります。これは、平日ではなく土日・祝日のみの支給となっております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 私たちが聞いている、安いというのは、確かに安いんですね。そういう、耳に入ってくる話だと、「教員はボランティアなんだよ」と、そういうような一言で言われることをよく耳にします。何か今ちょっとわかったような気がしました。

それでは、最後に(4)の外部指導者の導入について、町はどう考えているかに移りたいと思います。

ただいま1から3まで質問をさせていただきましたとおり、全生徒の9割を超える部活動の加入者があって、教員のほぼ全てが、どこかの顧問と指導者になっていることが浮き彫りになり、また、その教員の皆さんが真剣に取り組み、月80時間以上も部活に時間を取られてしまう、その弊害として、本業である教育課程で生徒たちに向き合って指導することが困難になるなど、大変な思いをしていることがわかりました。

そこで質問いたします。外部指導者を導入した場合は、心配されることはどんなことがあるでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 週80時間の時間外勤務というようなことがありますけれども、これは部活動だけでその数字が出ているものではなく、当然、授業の準備、あるいは成績処理、採点等々、それらも最近、個人情報などは持ち帰らないということの中で、どうしても学校で処理しなきゃならない業務がたくさん増えてきております。そのような中で、部活動も含めてという、そのようなことになっているかと思えます。

外部指導者を導入した場合の心配点でございますけれども、やはり、先ほども述べさせていただきましたけれども、学校の教育の一環というところから少し外れてしまうような支援の仕方は避けていただきたいかなと、そのように考えております。技術が高まればいい、あるいは試合に勝てればいいということ、さらには、他市町などで聞くところによると、顧問をさておいて、自分で勝手にサインを出してしまうとか、そのようなことなども場合によってはあるかと思えます。あくまでも、校長の指揮監督のもとに顧問をサポートするという立場でやっていただける外部指導者を望みたい、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 確かに、指導者が突っ走ってしまわれることは、学校にとっても本当に困ったことになると思うんですね。そんなわけで、教育の一環から外れては困るということはおわかります。

それから、2つ目の質問ですが、顧問と外部指導者の部活の価値観から来る部活のあり方、指導の方法にずれがあって、生徒たちや父兄が困惑している状況を聞くことがありますが、この点について教育

長の考えを、前と重複しているところがありますが、もう一度お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 外部指導者と顧問、あるいは管理職とのコミュニケーションがうまく図られていないというようなことについては、時々、耳にすることがございます。しかし、各学校で校長、顧問と指導者がいろいろと努力をして、それらを乗り越えているのではないかと思います。町内でご活躍いただいている外部指導者については、ほぼ、そういうような心配のない方に従事していただいている、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 はい。確かに、この質問でいろいろなことが私もわかりました。外部指導者をうまく取り入れて、教員が教師として生徒に本気で向き合うことができるように、部活動をめぐる環境を整えることが最も重要だと感じました。この制度を取り入れることによって教員の負担軽減や、生徒、教員の双方への専門的な指導が、より可能になり、近年、問題化した体罰等を予防することにも効果が期待できると思います。

最後に、上三川の3中学校の部活動のますますの発展を期待して、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時04分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 先ほどの答弁で、教員の勤務時間が週80時間と言いましたが、月80時間ということで訂正させていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 7番・高橋正昭君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 順序に従いまして、私は教員の負担軽減について質問したいと思います。

去る4月の下旬、28日だと思っておりますが、公表されました文部科学省の教員勤務実態調査によりますと、小中学校の教員が10年前にも増して厳しい労働環境に置かれている現状がまざまざと浮かび上がっております。あわせて、今年1月に連合のシンクタンクがまとめた調査によりますと、1週間当たり60時間以上の労働時間が、小学校教員で約73%、中学校教員で約87%にもものぼっている現状が報告されております。これはまさに過重労働とも呼べる状態で、いかに教員が基本給の4%の教職調整額として給与を上乗せされていても、1週間の労働時間の現状をですね、60時間働いているということにしますと、時間当たりの給与は逆に4割ほど低くなってしまいます。これは当然、現在の時間当た

りの給与よりも4割近く低くなってしまうということですね。

先ほどの教育長の答弁にもありましたように、そのほかの部活とかの割増賃金につきましては2時間で1,250円と、思いもかけないほどの低さであります。この給与レベルにつきましては、世間一般の常識とはかなり乖離しているんじゃないかということで、私は異常な状態ではいかと思っております。

かつて教員は聖職とされまして、給与や労働条件を論議することを避けるような風潮も一部にありましたが、教員といえども同様の労働条件や労働対価を受ける権利はあると思います。文部科学省も教員の過重労働を改善するために、地域や外部人材との協力関係強化を目指していく方策を模索しているようでございますが、なかなかスムーズには運んでいないのが実情のようであります。

そのような状況を踏まえて、私は第1点目として、脱ゆとり教育とのことで、文部科学省では道徳の教科や英語授業時数の増加が目指されておりますが、どのような内容になる予定か。また、その際、授業時数増加に見合った教職員を増員する予定かを、現在までに明らかになっている、あるいは、予想されていることを踏まえてご答弁いただきたいと思っております。

さらに、小学校の教員以上に中学校の教員においては、先ほど述べた数値のとおり、週60時間以上の労働時間を数える教員が約87%にも上っております。これは、いわゆる部活の指導の時間数の増加によるものと思っておりますが、教職員の過剰労働を少しでも解消させるために、文部科学省のガイドラインにおいても部活に休日を設けるように方向性が目指されておりますが、第2点目として、部活動に休日を設けて、生徒には学習時間に充てる時間を創出し、教員には負担軽減を目指すことが必要に思いますが、教育委員会の見解は、について質問します。

これにつきましては、先ほどの同僚議員の質問においても答弁がありましたので、重複する部分については、簡潔明瞭にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

次期学習指導要領では、新たに3・4年生で「外国語活動」が実施され、5・6年生では、これまでの「外国語活動」が教科化され、「外国語」になります。小学校3・4年生では、外国語になれ親しむことを目的に、「聞くこと」及び「話すこと」を中心として学習し、小学校5・6年生では、さらに、「読むこと」「書くこと」を加え、総合的・系統的に学習をします。また、道徳はこれまでも実施されていましたが、「特別な教科道徳」として教科化され、内容の改善や充実が図られます。道徳的価値を自分の問題として理解したり、多面的・多角的に深く考え議論したりする授業となります。

ご質問にありました教員の増員ですが、教員数は法律により学級数に応じて定数化されており、増員にはなりません。しかし、外国語教育の充実のため、現在、小学校に3名の配置されているALTの増員を計画しております。

次に、2点目についてお答えします。

生徒の自発的、自主的な参加により行われる部活動は、生徒の心身の発達にとって意義のある活動であり、異年齢による活動を通して責任感や連帯感を学ぶ貴重な機会となっております。

一方で、OECDの調査結果では、加盟国の中で日本の教員の労働時間が最も長く、また、文科省が

この4月に公表した実態調査では、中学校教員の57%が、おおむね月80時間を超える時間外労働の状態となっており、部活動指導が長時間勤務の要因の一つと考えられます。

昨年度の部活動に関する調査では、本町の中学校において、週当たり活動日数が平均で5.8日となっており、ほとんどの部が週1日以上の日を設けております。適度な活動時間、休日の設定など、調和のとれた部活動は、生徒や部活動を指導する教員にとって有意義なものであると考えております。次期学習指導要領にも示されている地域の皆様の協力や各種団体との連携など、運営に留意し、生徒や教員の負担が過重にならないように配慮してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、ただいまの教育長の答弁にありましたように、教員の増員はないと、ただし、専門的な知識を有する英語関係の教師については、まだ未定であるやの答弁をいただきましたが、道徳授業の教科化やですね、英語授業の増加によって、1週間当たりの教科の学習時間数については変化があるのでしょうか。または、現在の総授業時間の中でやりくりしていくつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 文科省が示したこれまでの情報によりますと、5・6年生で週1時間増えていくというようなことでございます。3・4年生で週1時間ということ。これに伴う他教科の時間数の削減はしないという、そういうことでこれまで来ておりました。それがこの5月に、15時間分だけ総合的学習の時間を削減してこれに充てることができるということが示されました。これは、平成30年から2年間、学習指導要領が完全に実施される平成32年までに至るこの2年間だけは、15時間、それを使っていいということですので、その15時間をどのように活用するかということ、今、本町では校長会と協議をしていき、できれば町内、同じような歩調で進めていきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 総合的学習ということで15時間減少させるということなんですが、この科目につきましては、人間形成に随分と役立つような授業だと思うんですが、それとあと、週1時間ずつ授業数を増やすということになりますと、教員の負担増につながってきちゃうと思うんですが、この対応策について町の教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 先ほどの時間確保と関連しますけれども、文科省では、15時間単位の細かいモジュール方式も取り入れていいということになっております。週の授業を窮屈にするよりは、それを少し、小時間で分散するというような方法にするか、きちんと45分の1単位時間を確保しながらやっていくかということ、今後、詰めていきたいと考えております。

さらには、やはり教科化に向けて、小学校教員の不安というんですか、そのようなことも多いんではないかと思っております。それらに向けて、小学校教員の外国語、英語教育についての研修なども進めていき

たい、そのように考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そういった弾力的な運用をするということですが、実際問題として、本当に、基本的にですね、子どもたちが大人になって、漢字も読めない、文字も書けないというような大人にはなってほしくないと思うんですが、その学習の知識ばかりではなく、先ほど申し上げたように、総合的な学習の中で幅広い人間形成をすることも必要だと思いますので、それについては、今後いろいろな機会を捉えて、研修なり検討をしていかれたらと思います。

また、先ほどの負担増に関係するんですが、中学校の教員の1週間当たりの学校での勤務時間の国平均の数值は、数值としてどの程度になっているのか、最新の数值で、先ほどの勤務実態調査の数值でも結構ですので、教えていただければありがたいです。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 昨年度の調査でございますけれども、これ、抽出調査になっております。本町でも参加しているわけですが、全ての学校が含まれた数字ではございませんけれども、中学校で1週間63時間36分、この数字は、10年前は58時間6分というようなことで、5時間以上の増加というような結果が出ているところでございます。町の状況も、この国の状況と余り変わらない傾向ではないかと推測しております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今、教育長がお話になられましたように、これ、抽出調査ということで、個別の資料はないわけですね。町独自でも、県独自でもない。国全体の平均がこれだということで認識してよろしいわけですね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 この調査は、全国の公立小中学校400校を対象にした調査でございます。昨年度、28年10月から11月にかけての調査でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 続きまして、部活につきましては、生徒たちがスポーツや文化・芸術などに打ち込むことができ、それによって生きがいを感じて、生徒たちに自分の力を試す機会を与えるために学校や教員が、その手助けをすることは大切なものだと思います。ただし、大切なものでありますけれども、あくまでも課外の活動であり、生徒の自主性に任せるべきものが、教員の本来の業務を圧迫しているのは、私としては見過ごすことができません。また、生徒の中にも、部活ばかりで、本来の学業に支障があるからといって部活を敬遠し、部活自体が成り立たない状況も生じてくると思われまます。生徒の部活動への参加率につきましては、先ほどの答弁にもありましたが、それは省略するとしまして、近年の部活のですね、生徒たちの参加率の変遷というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 この5年間の動向を見ますと、参加率が24年度では93.6%、28年度では89.6%ということで、微減というような、やや減りつつあるというようなことが言えるか

と思います。この中では、民間のスポーツクラブに在籍している生徒も最近は多く見受けられるようになってきております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 民間のスポーツクラブ、上三川で言えば、一例を挙げますと硬式野球とか、そういったものでよろしいわけですね。それじゃあ、教員の総勤務時間のうちにですね、先ほど教育長からお話がありました時間数の中で、部活に割かれている割合と、その部活に割かれている時間の1週間当たりの時間はどの程度になるのか、資料があればお教えいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 昨年度の運動部活動調査に基づいてということになりますけれども、部活動の活動時間が、平日2時間以内が21部、3時間以内が18部というような、そんな平日の状況でございます。先ほどの答弁でも触れましたけれども、部活動の勤務時間、さらには、さまざまな学校を取り巻く状況などを総合して、登下校の安全やら、多様な児童生徒への対応、あるいは、さまざまな教育改革の流れに対する対応等、総合的なものがやはり勤務時間を増やしているということ、その中の部活動というのは大きなウエートを占めているということは、中学校においては事実ではないかと思えます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 先ほどの教育長のお話にありました、平均で週に63.36時間の勤務時間があると。それで、ただいまの答弁にありました、平日で2時間以内が約21部活あるということになると、大体一致するわけですね。そういったものを、負担軽減のために、先ほどの質問にもありましたが、これは地域との連携も必要だと思うんですが、積極的にですね、部活の専門指導者を導入していただければありがたいと思います。これは要望ですから答弁は結構です。

また、部活においてですね、そういった専門的な部活の指導者、そうではなくてですね、教員が経験のない部活の指導もせざるを得ない場合も出てくると思いますけれども、そういったものの割合を数值的にどの程度把握しているのか、割合がわかればお示しいただきたいと思えます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 これも運動部活動調査に基づいたものでございますけれども、競技歴、競技資格と自分の担当する部が一致している教員は67.3%、一致していない教員が32.7%、そのような結果が出ております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 思いのほかですね、ご自分の経験したスポーツ、文化芸術等に従って部活を指導していただいているという数値だと思うんですが、仮にですね、経験のない部活の指導による教員のストレスなどは顕著に見られているのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 どの程度ストレスがあるかというようなことについての把握はなされておりませんが、負担になっていることは、推測はできるかと思えます。そういう中で、教職員、同僚の支援などもなされている場合もあるかと思えます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 先ほどのですね、同僚議員の質問に対する答弁の中で、学校の枠を超えた、学校だけじゃなくて、学校を幾つかまとめて合同部活も可能であるとの答弁をお聞きしましたが、ご存じだとは思いますが、一例を挙げますと、静岡県の磐田市、これはサッカーJ1のジュビロ磐田の本拠地でもあるんですが、対外的に私どもが見ると、スポーツの盛んなまち、市ということで認識はされると思うんですが、その磐田市においてさえもですね、生徒の減少に伴って各部活種目の維持が難しくなるなどの観点から、市全体で同一種目の部活を行う公営部活を導入している、これは運動種目なんです、そういったことも報じられております。ほかの市町村の状況などを研究の上、町の教育委員会においても、そういった検討を進めることが必要だと思うのですが、それについて教育委員会の見解をお聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 先ほどのような取り組みは生徒のスポーツの機会を充実するという観点では非常に有効ではないかと思えます。ただ、中体連の大会では、参加は学校単位ということになっております。合同チームの編成につきましても、満たされているチームと少ないチームの合同チームは認められておりません。少ないチーム、少ないチームで合同チームというような、そのような現在の中体連の合同チームの規定にはそのようなことがあります。今後もそれらの動きを見守っていきたい、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 磐田市の場合もですね、先ほど教育長がお話になりましたように、部活動は合同でやっても、そういった競技会とか、試合については学校単位で参加しているとのこと。いずれにしても、町内の小中学校の教員、そういった方についてはですね、過重労働などの弊害を取り除いて、教育本来の目的に向けて、町内教員の資質の向上に取り組んでもらうことが、1つには、町教育委員会の使命であるとも考えておりますけれども、教員の資質の向上に向けてどのような研修、及び施策を実施しているのか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 教員の資質の向上については、各種研修会の開催、あるいは県、国の研修会、研究発表会などの派遣を行っているところでございます。特に英語教育、あるいは道徳教育、ICT教育、さらには新たな学習指導要領でうたわれていますアクティブラーニングへの対応などは、新しい学習指導要領の実施に向けて、今後、研修も充実させていかなければならない、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 学習面でのさまざまな研修についてはかなり充実している部分もあるんじゃないかと思うんですが、結局ですね、教員の資質の向上ということは、児童や生徒の方々を正しく導く、わかりやすく教えることにもつながると思えますが、それと同時に、教員には、みずからが率先して、例えば、挨拶の励行や、礼儀正しく行動することを当たり前のようにして欲しいと思います。

かつてですね、新聞にも載りましたが、他市町で問題になって、本町においてはあり得ないことだとは思いますが、間違っても、学校内外で町民にお会いした際に、挨拶も満足にできないような教職員を

見かけることのないように、引き続き、研修や十分な注意喚起をお願いしたいと思います。

ただいまの答弁にあった研修施策等についてですね、または、そういった学習だけに限らない人間性の向上のための研修などもですね、今後、充実・拡大させる考えはあるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 やはり、「教育は人なり」とよく言われますけれども、人間性というものが大切ではないか、そのように考えております。それらを踏まえまして、町では、教職員全体研修会というものを毎年、夏休み中に実施しております。その中で多様な講師の皆様をお呼びして、教員の資質向上、あるいは人間性の向上に資するように今後も努めていきたい、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 はい、教育の原点といえますか、そういったものについてはですね、私どもが言うまでもなく、一人一人の子どもたちと満に接することが大切だと思います。そういった原点を常に忘れることなくですね、そのためにも教員の過重労働を解消して、そういった時間を生み出せるような環境を創出するための方策を、町独自であってもいいと思いますので、研究・検討すべきだと思います。

また、先ほどの人間性の向上についてはですね、改めて講師の先生方をお呼びしなくても、教育長をはじめ、教育委員会の皆さんの強力なリーダーシップによって、本当に基本的なことであっても、人と会ったら挨拶しなさいよ、頭を下げなさいよと、そういったことぐらいは指導できると思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

さらにですね、教育委員会におきましては、町内の教員と児童生徒の一層のレベルアップのためにも、教育の原点に立ち返り、そのための時間確保に邁進していただきたいと思います。これについては、答弁は結構です。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

なお、午後1時に再開いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して開議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 それでは、通告順に従いまして私の質問に入らせていただきます。

1点目は、上三川町環境保全条例について、2点目、緊急時の町民への伝達について、3点目、町道の整備について、を質問いたします。

まず、1点目、上三川町環境保全条例についてであります。1つ目として、愛玩動物の適正管理

(汚物や放し飼い等)と環境保全について、町はどのように考えているか。条例を整備して環境保全を保つ考えはあるのか。

2点目といたしまして、愛玩動物の避妊手術等について、町の助成を導入する考えはないかについて、お伺いいたします。

最近、県内及び県外の市町村では、飼い犬の糞害防止に関する地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬の糞及び尿の処理等について必要な事項を定めることを目的として、環境美化条例が定められています。こうした状況は、本町でも糞害は決して例外ではなく、同じ状況下にあります。本町の環境美化保全策として、町では条例の整備の考えはあるか、町の考えをお聞かせ願います。

2点目の愛玩動物の避妊手術についてでございますが、犬または猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周囲に対する危害及び迷惑の防止を図るとともに、動物愛護及び管理についての意識の高揚などを目的として、本町においても、愛玩動物の避妊手術等の助成について、町の考えをお聞かせ願います。
○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

(住民生活課長 小島賢一君 登壇)

○住民生活課長【小島賢一君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

ご質問の愛玩動物の適正管理、条例を整備して環境保全を保つ考えはあるのかについて、お答えいたします。上三川町環境保全条例につきましては、主に公害防止関係の規制をしているもので、犬猫の汚物や放し飼い等の規制についてはそぐわないと思われまます。他市町の条例を見ますと、環境美化関係の条例に愛玩動物の管理を盛り込んでいるところや、犬猫の糞害防止条例で、犬猫の糞害に特化した条例になっているところもありますので、現在、条例が整備されております上三川町空き缶散乱防止条例を見直し、新たに環境美化関係の条例として整備することを検討していきたいと思ひます。

次に、2点目についてお答えいたします。

昨日の神藤議員の質問にお答えしたとおり、補助導入に向け検討してまいりたいと思ひます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 前向きな答弁、ありがとうございました。

私が調べた近隣市町の状況では、壬生町においては、「壬生町飼い犬糞害等の防止に関する条例」、これについては昭和25年3月。下野市においては、「下野市環境美化条例」の中で「愛玩動物の管理」ということで犬の糞害のことをうたっています。これは平成18年1月に制定されています。栃木市においては、「栃木市をきれいで住みよいまちにする条例」の中で、やはり犬の糞害がうたわれています。宇都宮市にもしかり、また、真岡市においては、「これだけは守ろう！飼い主の義務7つの条件」ということで、飼い主の意思を確認しております。

そうした中で、ほかの市町村がどんどんもう条例化がされているということで、犬の糞害は、本町においても他市町と同様のことと思ひます。こういった条例を一日でも早く設けて、環境美化に取り組んでいただきたいと思ひます。

2点目の愛玩動物の避妊手術等について町の助成制度を考えるということですがけれども、昨日の神藤議員の質問の中でもありましたように、町では取り組みます、前向きに考えますというふうな答えをい

ただいております。それを受けてでございますが、昨日の質問の答弁では、平成31年をめぐりというふうな話でありましたが、その中で、補助金などで補助金審議会にかけなくちゃならないというような話でしたけど、補助金審議会には、上三川町補助金等基本条例というものがあります。この基本条例の中で審査するわけでございますが、この審査は庁内にいる幹部職何人かで審議するものと思われまして、審議会の会議についてはいつでも開けるような状況下にあるのではないかと思いますので、できるだけ早く取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ちなみに、野木町では、雌犬1頭に対しての避妊治療費でございますが、5,000円、雌猫については1匹4,000円。下野市については、雄犬の去勢が1頭に対して5,000円、雄猫に対して4,000円、避妊については、雌犬1頭について5,000円、雌猫については1頭につき4,000円。また、壬生町においては、1頭について避妊5,000円、猫で1頭につき4,000円、真岡市においては1頭につき5,000円、雌猫については1頭につき3,500円ということで、上三川町を取り巻く近隣市町村については、もうこういうふうな条例が全て補助制度化されているということで、上三川町における状況下も決して変わらないということで、一日でも早く審議会を早目に開いて、避妊手術費の予算というのはそれほど大げさな予算じゃないというふうに思われますので、でき得れば、補正予算、あるいは30年度あたりから取り組んでいただければ、動物を飼っている飼い主たちも大いに喜ぶんじゃないかなというふうに感じておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

1点目については以上で終わらせていただき、次に2点目に入りたいと思います。

2点目、緊急事態時の町民への伝達について、町はJアラートの緊急情報を町民にどのように伝達する考えなのか、お伺いいたします。

昨今、世界各地においてテロや有事が多発する中、本町においても武力攻撃事態を想定した国民保護計画に基づく計画が進められています。昨今の北朝鮮状況は、有事に備えたミサイル開発、そして核の小型化開発など、その性能を試すため、アメリカ本土まで届く弾道ミサイルの開発、また、日本本土の着弾を想定したミサイルの発射実験などが、ここ頻繁に行われ、緊張が絶えません。こうした状況の中、本町において、全国瞬時警報システムの緊急情報を町民にくまなく瞬時に周知するためにはどのような方法で行う考えなのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 志鳥議員、2点目、防災無線。

○6番【志鳥勝則君】 失礼しました。（2）の防災無線の今後の有効な運用方法について、具体的に町の考えを示されたい。この防災行政無線については、今、整備している防災行政無線が完了した後、どのように有効に利用できるのかということでお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

（総務課長 田中文雄君 登壇）

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町では、平成27年2月よりJアラート情報を用いた「かみたんメール」による緊急情報や気象情報などの配信が始まりました。緊急情報としましては、国民保護情報、こちらにつきましては、弾道ミサイル等、日本に対する脅威が生じたとき、国のほうから直接配信されるものでございます。そのほか、気象情報としまして、大雨、洪水、大雪、暴風等の警報以上が出た場合、また地震情報としまして、栃

木県南部地域で震度4以上の地震が発生した場合の配信を行っております。

次に、2点目についてお答えいたします。

防災行政無線につきましては、災害時に迅速な対策が図れるよう、災害現場と災害対策本部との連携及び避難所と災害対策本部との情報共有化を図るため、昨年度より整備を開始し、本年度末で整備が完了する予定となっております。各避難所には、半固定型、消防団や町公用車については車載型、災害対策本部には携帯型を整備することとしております。

昨年度より、避難所担当職員や消防団員向けの研修を行い、無線の取り扱いについて習熟を図っており、今後につきましては、さらなる習熟を図るため、訓練等の実施を検討しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 国が配信するJアラートの情報というのは、瞬時に各自治体に伝えるということ为目的としております。瞬時とは、瞬く暇もなくというふうな解釈でございますが、そういった情報を上三川町が「かみたんメール」でしか配信できない、それも登録している人のみということであると、これは周知不十分で危険極まりない状況下に、登録していない人の立場を置くんじやないかと思っておりますが、この辺の、「かみたんメール」に登録していない住民に対しての周知はどのように考えているのか、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、Jアラートの初期の設置目的につきましては、議員おっしゃったとおり、弾道ミサイル等の情報について国のほうから配信するものでございます。ただ、現時点まで国のほうから、わかりやすく言いますと、今般の北朝鮮のミサイル発射等につきましてJアラートで情報が来たことはございません。よって、自動配信もされたことがないのが実情でございます。

そのほかにですね、「かみたんメール」につきましては、国の情報とは別に、気象情報ですね、そちらのほうを配信しております。大雨、洪水等の警報、また河川の危険度ですね、避難勧告等が出るとき、また、台風等の情報につきましても事前に配信等をしてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が今、再質問したのは、「かみたんメール」でしか情報の配信ができないと、登録している人のみであると、それ以外の人にはどういうふうな手段をもってお知らせするのかというふうなこと、それらのところをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 おっしゃるとおり、「かみたんメール」につきましては登録された方への情報提供ということで、登録されていない方への情報提供ということのご質問かと思っております。こちらにつきましては、メールの配信システムの中にエリア情報というものがございます。こちらにつきましては、現在、町でも内容について調査研究中でございますが、地域を特定したところに、基本的には市町村単位になるかと思うんですが、その地域にいらっしゃる、携帯を所有されている方に対して強制的に

メール配信するというものでございます。ただ、強制的に配信するというところでございますので、当然、どのような情報をどういう段階で出すかというようなことも、より慎重にならざるを得ませんので、そちらにつきまして、現在、町のほうでは検討を始めたところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 最初の再質問からそういうふうな答えをもらいたかったと思います。

ちなみに、この有事に当たりまして上三川町はどう対応するのかということ、平成19年3月に上三川町国民保護計画という計画書をつくって対応するというふうなことで、町は計画しておりました。その中の17ページに、警報等の伝達に必要な準備ということ、これは平成19年の3月時点で、過去何年もたっている、約10年たっているわけなんです、警報の伝達体制の整備、町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくということ、これが定まっているのかどうか。そして、住民及び関係団体に、伝達の方法等の理解が行うことができるよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

そして2番目といたしまして、防災無線の整備。町は武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備を図るということで、町はやりますよということを平成19年の3月、今から約10年前にうたっているわけですが、これらのところをどう取り組んできたのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 現状で、まず、議員がただいまおっしゃいました、関係機関との調整関係がどこまで進んでいるかということに対しましては、実際のところ、進んでいる部分と、ほとんど手がついていない状況とあるかと思えます。そちらにつきましては、作業のおくれということで大変申しわけありません。

災害時ということと言いますと、先ほど議員のほうからもお話がありました北朝鮮のミサイル等の非常事態、それから地震、水害、さまざまな災害が想定されます。それによって避難所の場所も変わらざるを得ないというようなこともございます。また、対策のとり方も変わるのかなと考えてございます。そのようなさまざまな状況に対しまして、それぞれの対応策ということと言いますと、現在、そのそれぞれの対策について手をつけた段階というのが実情でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 国民保護計画というのは、国が有事の事態、あるいはゲリラ行動、そういった場合に国民に警戒するよう、避難するよう求める国から出た保護計画であります。これが平成19年3月に、町がこうしますよ、ああしますよということであってあるのにもかかわらず、それから10年、29年の6月現在でまだ手つかずの部分があると、10年間も手つかずでいたというのは、これはかなり町民に対する危機管理体制がなっていないんじゃないかというふうに思います。

そうした中で、上三川町は平成18年6月に、上三川町国民保護協議会条例というものを作成してお

ります。その第2条に、委員及び専門委員、協議会の委員の定数は20人以内とするということになっておりますが、この20人はどういうふうなメンバーで構成されているのか、あるいは、この委員会は今まで過去に何回やったのか、お尋ねいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 大変申しわけありません。ただいま資料が手元にございませぬので、ただいまの質問につきましては、後ほど回答させていただきたいと思ひます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、後ほど答弁をいただきたいと思ひます。

協議会の定数が20名以内となっておりますけれども、20名なのか、それ以内なのか、そして平成19年の3月から現在まで、この委員会が何回ぐらい開かれたのか。それと、私は、こういった、北朝鮮がミサイルを頻繁に出している中で、いつ勃発するかわからない、いざというときにどう対応するのかということ、そうしたときのために、1回ぐらいはこういう会議を開いておくべきではないのかなというふうに、いわゆる、トランプ氏が大統領になってからの緊張状態が続いている中で、北朝鮮がミサイルを頻繁に撃っているという状況では、この協議会の委員会が少なくとも一、二回は開かれていていいんじゃないかというふうな状況だと思ひます。

北朝鮮の弾道ミサイルというのは旧ロシア製のもので、資料によりますと、この弾道ミサイルは秒速3キロということです。北朝鮮と栃木県の距離が1,150キロ、北朝鮮と東京都の距離が1,190キロ、東京よりも栃木県のほうが近いんです。秒速3キロで来ると、向こうで発射してから6分か7分で着弾するというふうな状況なんです。こうした状況下に置かれているとき、町民にJアラートの情報を瞬時に伝えるような手段がまだないということは、ちょっと危機管理が足りないんじゃないかというふうに感じております。

それで、宇都宮市におきましては、「緊急速報メールの運用について」ということでサイトに載っています。「緊急メールの運用について」ということで、宇都宮市では、緊急速報メール、NTTドコモのエリアメール、ソフトバンクの緊急速報メールを導入し、避難や災害などに緊急にお知らせすべき事態が発生した場合について携帯電話に配信しますと。携帯電話向けの災害情報伝達サービスで、宇都宮市内に滞在し、かつ当該サービスの受信機を持つ携帯電話に情報をお知らせするものですということです。この特徴としては、専用の着信音とポップアップ画面によりいち早く情報を確認することができますと。通信規制などの影響を受けずに配信されますと。メールアドレス等の事前登録を必要とせず、通勤や通学など、一時的に宇都宮市内にいる方の携帯電話に対しても配信することができます。月額通信料は無料ですということです。

私を感じるころ、今、総務課長が検討するというような話でしたけれども、町独自で検討している余裕はないと思うんです。宇都宮市に一日でも早く行って、そういった状況下を聞いて、一日でも早いうちにそういったシステムを構築するようお願いしたいと思ひます。町長、その辺のところをどう考えるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 町民の皆さんの安全というところに我々が全力を注ぐ気持ち、考えに変わりは

ございませんので、総務課長が答弁したとおり、早急に対応を考えたいと思います。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 先ほどのエリアメールの件なんです、上三川町でエリアメールはもう運用しておりますので、先ほど宇都宮市でやっているといったような件は、上三川町でももう運用しておりますので、お答えしておきます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、その運用しているということは、緊急時のJアラートの内容が配信されるということによろしいんですか、上三川町独自の配信方法で。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 緊急事態の件につきましては、Jアラート、特に志鳥議員が心配されているのは北朝鮮というふうに限定されていますけれども、そちらのほうの通報はいまだに実績はございませんけれども、異常気象等に関するエリアメールは発信してございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、北朝鮮のそういった災害時のメールも入るということによろしいんですね、私の携帯電話にも、NTTドコモにも。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 北朝鮮関係のやつはどういうふうな運用になるかわからないと思うんですけれども、瞬時にはちょっと無理かと思うんですが、配信することは可能ですので、なるべく早く、速やかに配信できるような体制づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 これは国の総務省から来た伝達事項が各市町村のホームページに載っていますが、私も先ほど読み上げた宇都宮のも、その一つの流れの中で別のページに載っていたものなんです。上三川町のホームページにも、そのような北朝鮮からのミサイルどうのこうのと載っていますけれども、そこを検索してみても、今、副町長が言った内容の話は一つも載っていないと。ただ、メール配信で、「かみたんメール」で登録されている方というような形なんで、その辺のところ、今の副町長の答弁では、配信されたことがないから入るか、入らないかわからないような感じで、おれ、聞いていたんですけれども、その辺のところ、はっきりしてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 緊急事態、特にミサイル等に対しましては、すぐに緊急エリアメールで発信できるかどうかについては何ともお答えできないんですけれども、今までも災害等につきましてはエリアメールで発信した実績がございますので、なるべく速やかに発信できるように、これから検討していきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 不確かなシステムかなと思います、入るかどうかかわからないということは。この辺のところ、有事があってから、やっぱり入った、やっぱり入らなかったというんじゃないで、一度、宇都宮市へ行って状況を聞いてきてください、詳しく教えてくれると思います。

何かあったら6分か7分で事が発生するという事ですから、9年間というか、平成19年の3月に、こうしますよ、ああしますよとつくった上三川町国民保護計画、これがいまだに、また、内容が充実されていない、取り組んでいないというようなことですので、この辺のところを早急に取り組んでいただければなというふうに思います。

防災無線の今後の有効的な運用方法について、具体的な町の考えは、ということなんですけれども、そのJアラートから流れた危機情報を、この無線機を利用して町民に瞬時に伝えるような応用はできないのかということをお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁したとおり、このたびの防災行政無線につきましては、災害対策本部と避難所、また消防団、それと石橋消防の上三川署等の防災関係者同士の非常時の連絡手段として整備してございます。そんなようなことから、一般への連絡には使えないということになります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 電波が飛ぶんですから、有効に使えばもっと、その電波の状況を各自治会の公民館から放送されるような受信機、放送機、こういったものも考えればできるんじゃないかと思います。これらの避難所、町、そして消防署、あるいは公用車等に無線機をつけるのに1億3,000万円近くの金が費やされているということでもありますので、この金を有効に使うために、無線機もできる限り有効に使えるような方法で今後、考えていただければなというふうに思います。

2点目につきましては、その緊急メール配信、エリア内に、このことを十分研究しながら早急に取り組んでもらえるよう切望して、2点目の質問を終わります。

次に、3点目、上三川町の町道の整備についてということで、町道及び認定外道路で未整備となっている道路の整備方針について、町はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

(都市建設課長 伊藤知明君 登壇)

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

住民生活を支える重要な社会基盤である道路は、求められる機能により、道路網の骨格を形成する幹線道路と、生活基盤に密着した生活道路に区分されます。幹線道路の整備については、広域的な生活圏の形成や、地域間の交流・連携を促進するものとして計画的な整備を行っております。また、町民の暮らしに直接かかわりのある生活道路については、地域からの要望を反映させながら、効率的・効果的な整備を図っているところであります。

いずれにしましても、道路整備については、限られた財源の中で効率的かつ効果的な整備を進めていくため、整備すべき路線の緊急性や必要性を十分考慮し、地域の実情に合わせ、計画的に進めていく考えであります。

以上で答弁は終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町の第7次総合計画の中で、町道、道路網の整備、その中で、(2)として「生活道路の整備」というふうにあります。今、課長の答弁では、要望というふうな話が言葉に出ましたが、この中では、「生活道路の整備」という文言の中では、「要望路線については、事業評価による優先順位に基づいた整備を図るとともに、既成市街地の狭あい道路については、地域の実情に応じた計画的な整備に努めます」というふうに大きくうたっております。

私がなぜ「町道の整備について」ということで今回、質問したかといいますと、今、読み上げた「既成市街地の狭あい道路については、地域の実情に応じた計画的な整備に努めます」、これは要望がなくても町が必要と認めた場合にはやるんじゃないかなというふうに理解しております。そして、まさしくこれは、上三川中心街の大通りに面した、町が整備しますと認めた町道です。この町道は、町道4-223号線ということなんですけれども、これらに該当するんじゃないかなというふうに思っています。

そして、やはり第7次総合計画の21ページ、「防災体制の充実」ということで、「総合的な防災体制の確立」、「総合的な防災体制の確立に向け、『地域防災計画』等を適正に見直しながら、避難場所や避難経路を広く周知し」というふうになっています。これも、その防災計画の中でうたっている道路に該当するんじゃないかなというふうに考えます。この道路については、人家が密集しています、本当に上三川の中心市街地のど真ん中の町道です。こういった防災体制でもうたっている避難経路にも値するのかなと思います。総務課長についても、後でよく現地を見て、その避難経路に十分該当するかどうか、私が言っているのが本当かどうか、該当するかどうか、それを都市建設課とともに検討して、現地視察して、検討していただきたいなというふうに考えます。

要望件数が多くてなかなか対応できないというのが、現実的な財政状況じゃないかと思います。ただ、要望件数が多い、なかなか財政が行き届かない、だから整備できない。そういうふうな状況の中で10年も、15年も、20年も、要望があつてから応えられないような路線箇所があるかと思っています。

私がここでお願いしたいのは、都市建設課長についても、道路整備予算、財政においても、今年度はこの路線、今年度はこの要望箇所に対応しようということで、めり張りのついた予算を組んで対応していただきたいなと思います。

手前みそのようなことを言いますけれども、平成14年に今の産業振興課から当時の建設課に土木係長として異動した経緯がございます。その中で、予算書を見たらば、舗装新設路線金額が800万円でした。これじゃあということで、現地調査をしながら、一々、路線をはかりながら予算をはじきながらやったらば、約120路線。舗装の金額として約1億6,000万円ぐらい、これを3年間で1億5,000万円、予算をいただいて整備した経緯がございます。1年間に40路線前後の整備を3年間やってまいりました。この辺のところを見きわめた予算措置をして対応していかないと、まだまだ予算要望がたまってきて、手のつけられないような状況下になるかと思いますので、その辺のところを見きわめて、今後、財政等を見合せながら、めり張りのついた予算で対応していただきたいと思いますというふうに思っております。これは、答弁は結構です。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時57分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 先ほどの志鳥議員の質問のうち、答弁を保留した件につきまして回答いたします。

まず、国民保護協議会でございますが、平成18年に組織されてから、計画の作成に当たって2回ほど開催した後、現在まで開かれていない状況でございました。

次に、保護協議会委員のメンバーでございますが、全体で20人以内ということで、内容につきましては、町関係職員が10名、国、県、その他民間の公共機関等の委員が10名でございます。

なお、エリアメールの件で私と副町長の答弁が多少違っていたように誤解される部分があったので、ここで統一してご説明いたします。

国民保護にかかわるJアラート情報につきましては、国のほうから直接エリアメールで配信されるということでございますので、町の関与ではなくて、Jアラートの国民保護の情報につきましては、全てエリアメールとして自動配信されると。そのほかにですね、町で携帯電話のキャリアといいますか、具体的に言いますと、NTTドコモ、au、ソフトバンク等と契約をしております、町独自のエリアメールが使用可能というのがございます。そちらにつきましては、具体的な運用の指針が定められていないので、現在まで具体的な使用がないというのが実情でございます。この件につきましては、今後、運用方針について協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、10番・勝山修輔君の発言を許します。10番、勝山修輔君。

(10番 勝山修輔君 登壇)

○10番【勝山修輔君】 それでは、通告順序に従いまして、私から質問をさせていただきます。

1番、町のインフラ整備について。(1)過去5年間において町の税収のうち何割がインフラ整備に使用されているのか。

2番、過去5年間におけるインフラ工事にかかる予算額はどのくらいか。

インフラ整備の優先順位は、どのように決めているのか。

4、インフラ整備は、どなたが最終的決定をするのかについて、4点、質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

過去5年間についてのご質問でございますが、平成28年度決算は確定していないため、平成24年

度から平成27年度までの普通会計の決算統計をもとに、道路、橋梁、学校、公共施設等の建設事業に要する費用の合算額であります普通建設事業費が、地方税の決算額に占める割合によりお答えをいたします。平成24年度は24.4%、25年度は22.7%、26年度は19.9%、27年度は7.1%でございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

インフラ工事にかかる予算額につきましては、一般会計における普通建設事業費をもとにお答えいたします。24年度は14億3,388万9,000円、25年度は13億7,846万6,000円、26年度は9億805万円、27年度は6億6,890万5,000円、28年度は21億340万3,000円でございます。

次に、3点目と4点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

インフラ整備の優先順位につきましては、まず初めに担当課が事業実施順位を決定いたします。その後、企画課において実施計画の取りまとめを行います。具体的には、担当課と副町長によるヒアリングを実施し、財政計画との整合を図りながら町全体としての事業の優先順位を定め、町の実施計画として最終的に私が決定しております。事業の実施に当たりましては、予算編成時において歳入の状況を勘案しながら、実施計画に基づき決定をしております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それでは再質をしたいと思いますが、初めに町長にお伺いしますが、インフラ整備の定義とはどういうものか、お聞かせ願えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 町民生活の基盤をなす公の施設を整備すると考えております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私の理解しているインフラ整備の定義とはですね、生活や産業の基盤となる公共施設を備え充実させること、そしてそれがスムーズに機能するよう修繕・維持・管理することだと考えておりますが、町長はどうですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今、議員がおっしゃいましたことは私が言ったことの中に含まれているというふうに思いますので、生活基盤をなす町の公の施設ということで、そういったところは全部網羅できていると思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 今の町長の答弁はわかるんですが、修繕・維持・管理というのはそれに含まれていますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 もちろん、その公の施設ですから、それに対する建設、修繕、維持管理、もちろん全部含まれていると思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、ちょっと雨水計画のことで課長にお尋ねしてもよろしいでしょうか、上下水道課に聞いてもよろしいですか。

○議長【津野田重一君】 結構です。

○10番【勝山修輔君】 それじゃあお聞きしますが、上下水道課で現在、役場周辺の溢水対策事業と上下水道の雨水事業に着手し、その計画中だということは、そのとおりでございますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 昨今のゲリラ豪雨、この状況のもと、道路冠水被害の軽減対策事業としまして、昨年度から事業着手に至りました。そのとおりでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、もう一つお聞きしますが、道路整備についている側溝は、今現在は土で埋まっているんですが、埋まっている状態で設計をしているのでしょうか、管理をしているのでしょうか、設計というのか、段取りをしているのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 雨水の計画に当たりましては、その雨水幹線が受け持つ、その排水区域ということで計画をいたします。ですから、その側溝の土砂等が埋まっているとか、そういうことは私どものほうでは管理をしてございませんので、あくまでも側溝の中についても、きれいな状態で維持管理がなされているものとして計画をしている状況でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、都市建設の課長に聞きますが、側溝の管理は都市建設課だというふうに聞いておりますので、上下水道課が計画をしている側溝は、計画が実行に移るまでに土砂は全部排除されているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 側溝整備の清掃につきましては、前回の議会におきましても同議員のほうからご質問をいただきました。そのときにもお答えしましたように、側溝整備につきましては、地域の快適な生活環境を保つため、各自治会や地域住民の皆様にご協力をお願いしているというような状況でございます。ただし、土砂の堆積などによりまして雨水時に道路冠水などの災害等が発生する場所につきましては、道路維持費の中で対応していくというようなことでご答弁をさせていただきました。

今後につきましても、本当に土砂が堆積して、冠水被害とか、そういうふうな発生する場所はないかというふうな調査につきましては、今年度からそのような調査に入りまして、限られた予算の中ではありますが、計画的に、そういうような側溝清掃も行っていきたいというようなことで考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それじゃあ、町長にちょっとお聞きしますが、片や、側溝は土砂が埋まっていない状態で設計をしている。片や、道路を管理する都市建設では、土砂が埋まっていることもまだ管

理もしていない。じゃあ、どこの路線があるか、町長に報告もありましたか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 どこの側溝が詰まっていて、どこの側溝が詰まっていないというふうな、そういう細かな報告はございません。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長、細かい側溝の話を今、しているんじゃないんですね。上下水道課で雨水の処理、雨がゲリラ水であふれるんです。ですから、ここへ土地を買って、ここに調整池をつくって氾濫を防ぐんですよという工事を、たくさんの税金を使ってやろうとしているわけですね。そこに流れ着く側溝の土砂が埋まっているからあふれ出ているわけです。よくわかりやすく言うと、これだけの大きさのものに土砂がこれだけあれば水が少なくしか流れないんですから、あふれ出ると、こういうことですよね。だから、あふれ出るから交通の妨害になっているから雨水対策をするんですよと上下水道課が言っているわけです。

そうすると、都市建設は、その土砂を取らなくて、例えば、それをつくったとします。同じことじゃないんですか。ここの土砂がなくなって初めてそれが生きてくるんであって、それが埋まったままでは、あふれていて、水ですから高いところから低いところに流れるんですから、川のごとく流れていく。それをやっているのに、片や、予算がないからその側溝はまだできないでいると。片方は、側溝がきれいになっている計算をしてやっているんだと、こういうことなんですね。

そうすると、道路管理者にして、今のゲリラ豪雨による溢水があったということで、その雨水対策を始めているのにもかかわらず、それをやっていかないということは、住民にしてくださいということを盛んに都市建設は言うんですか。

それじゃあ、町長に一つお聞きしますが、新しい側溝は、ふたはありませんよ、細い金具がずっとついていて、途中、途中に大きいものがある。それは、土砂はどうやって取るんですか、わかりますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。側溝に土砂が堆積していると、そういうふうな状況は現実にございます。堆積する理由としましては、道路上の土砂がそのまま流れ込んで堆積してしまう、そういうふうなこともあるんですが、その側溝の流末である河川のほうの水位がゲリラ豪雨等で一度に上がった場合には、側溝の水が流れないと、そういうふうなことなので、流末の河川等の整備が進んでいないというふうなことも側溝の土砂が堆積する理由だというふうに考えているところでございます。今回そういうふうなことで、上下水道課のほうで、流末のほうの河川を含めた整備を行うと、そういうふうなことの中で、ゲリラ豪雨等のときに対しましても、そういうふうな流末の水位が上がって側溝の水が流れないと、そういうふうな状況は緩和できるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

また、今、設置している側溝につきましてはバリアフリー型の側溝ということで、ふたのついていない側溝で設置をしてございます。それは側溝のふたによつての段差が歩行者について危ないとか、音がうるさいとか、そういうふうな理由がありまして、バリアフリー化を目指した側溝というふうなことで、スリット型のすき間しかあいていないというふうな側溝になっています。そのようなところの側溝につきましては、当然、地元住民の方に対しまして側溝の清掃というふうなことはお願いしてもできないも

のでございますので、そういうふうな側溝の箇所の土砂に対しましては、今後は、バキューム等の機械を入れて側溝を清掃するとか、そういうふうなことで計画はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 課長、長々と説明しているんですが、私の聞いていることは、私、町長にも言っているんですが、聞こえていますか。ふたのかかっている側溝は住民が掃除をできないんですから町がやるんですねということを聞きたいだけです。じゃあ、側溝のふたがあるもので土が埋まっているものは、住民、自治会にやれということを言っているのは不公平とは違いますか。それももうたまりにたまっていて、何度も私が議会で言っているように、スコップで掘ったって掘れないんですよ、ふたも取れないんです。重機で上げなきゃ取れないのに、そこが埋まっているの。毎日、町長、散歩してくれば、どこの側溝が埋まっているか、下を見て歩かないんですか、上ばかり見ている。木も生えているんですよと説明しています、前の議会でも。草なんていうのはずっと生えていますよ。それでまたお金をかけて設備するんですよと言っているんですよ。

だから、私はちょっと町長に聞きたい。前職は土建会社の社長さんだということをお聞きしています。そうすると、そういうことをすることは、あなたが一番よく知っているんじゃないですか。どうしなければこうならないということ、違いますか。それをあの方、あちらにいる課長は、自治会の住民にやれと言っているんですよ、できなくなっているのにやれと言います。40年間も、下手をすると側溝を掃除してないんですよ。それで雨が降ったからあふれ出るんだと言っているんです。長々としゃべっていますから、土砂が増えているから、上の河川から水が流れてくれば、当然、浅いんですからあふれますよ。あふれるから、飲み込めないから道路が冠水するんじゃないですか。違いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど都市建設課長が、その側溝のメンテナンスについての発言をしていますので、もう一度、都市建設課長から説明をさせますので、議員、もう一回お聞きください。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 側溝清掃につきましては、先ほど来、申し上げましたように、地元の住民の方にそういうふうなお願いをしているところがございます。しかし、今、議員が言われましたように、地元の議員ではもう手に負えないようなところにつきましては、今後、そういうふうなところを調査して、計画的に側溝の清掃は行っていきたいというふうには考えてございますが、財政的なことを申し上げますと、町道の延長は約430キロメートルございます。そのうち側溝が整備されているのは、これは255キロです。その側溝が全て清掃が必要か、必要じゃないかというところまで、まだそのような検討はしてございませんが、側溝清掃に対しましても非常に多額の費用がかかります。それで、道路行政につきましては、そういうふうな維持管理のほかに、先ほど来ありますように、整備の要望等、そういうふうなものも毎年たくさんあります。そういうふうな事業を総合的に判断しながら、計画的に今、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 課長の説明を聞いていると、長々で一つも私は要領が得ないんですが、予算

がないということは、あなたが予算を町長に言って、副町長に言ってヒアリングしてもらってこれないということでしょうか？ まず一つ。かかるのはかかったって、今、不便な思いをしているのはあなたじゃなくて、町民なんです。そうでしょう、水があふれて通れないのは町民なんです。お金がないって、町民から取っているじゃないですか、税金で。それで道路を直すお金がないというのは、どうしてないんですか。ほかに使うからないんだというのはわかるんですよ、あなたはお金がない、お金がないと言う。あなたは机の前に座って何をやっているんですか。どこが、どれだけ氾濫しているか、どんだけ埋まっているかもわからないで、住民にやってくださいと。あなた、どこかの自治会へ行って、「ここをやってください」と頼んだことがありますか。私の知っている限りはどこもありませんよ。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、呼称で呼んでください。

○10番【勝山修輔君】 はい。課長、そうでしょうか？ 言ったというところも聞いていません。あなたはいつやるかも言いません。しかし、片一方で税金を使って、何億使うんですか、じゃあ、町長、この雨水対策事業は、全部完了すると幾らですか、教えてください。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、この質問については、ちょっと通告から外れていますから。

○10番【勝山修輔君】 はい、じゃあ直します。雨水事業をやるということで側溝の修理をしないでやるんだと、土砂も取らないでということを知っているんですね。これが多額な金がかかることは承知しています。そうしたら、なぜその側溝を先に取り除くようなことを考えてくれないんですかということの一つ。じゃあ、側溝のふたのあるところは地域住民にやりなさい、できなければ何とかしなさい。じゃあ今度、新しくつくった側溝はバキュームカーで吸えば1回で終わるんだと、これは町でやるんだと、これは町民に対する不公平じゃないんですか。じゃあ、町民は、この側溝をつくってくださいということをお願いしたことわけではありません、この側溝にしてくださいというお願いも通りません。そうすると、歴代の都市建設の課長が職務怠慢だったということでしょうか？ 違いますか、町長。その職務怠慢の人事をしたのはあなたですよ、そういうことになりませんか、どうですか、町長。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、呼称で呼んでください。それで、バキュームでやるというのは、一般住民が側溝のふたじゃなくて、ふたを上げるとか、そういうことができないところをバキュームでやるという答弁でした。

○10番【勝山修輔君】 できないものをつくったのは行政ですよ。ですから、側溝は、議長に聞きますが、住民が、こういう側溝にしてくださいと要望してやりましたかと聞いているんです。

○議長【津野田重一君】 ですから、私が答える……。

○10番【勝山修輔君】 ですから、あなたに聞いているんじゃないですから、側溝がそれを、片一方は地域住民に掃除しなさいと言っているわけ、簡単明瞭に言うと。できないところは町がやってあげますよということに等しいんじゃないでしょうか、違いますか。どうですか、町長。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 私が役場に勤めてからの話になりますけれども、元来、側溝というのは地域住民の方に清掃していただいております。近年、先ほど議員がおっしゃられますように、そういった昔、集落といいますか、地域の清掃等がされていないところが大幅多くなりました。それで詰まっている実情は私も承知しております。でも、それを急にですね、行政が全てやるんだというふうにはなりま

せんので、先ほど都市建設課長が言いましたように、今後その状況等をいろいろ判断した上で、行政でやったほうがいいか。行政でやるということになると、側溝の距離がかなりの面積になりますので、財政的な問題とかいろいろ問題が出てきますので、その辺は検討していかなくてはなりません。

いずれにしても、昔は地域の年中行事といいますか、それで側溝掃除をしていただきました。その際には、お茶代程度ですけれども、補助金を出してお茶を出していたという事実もございます。ですから、本来であれば、地域の方が協力し合って下水の掃除をしていただくというのが一番よろしいというふうには私は認識しておりますけれども、実情がもうそれでは間に合わないということですので、今後検討していきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そういうことであつたということは私も子どもながら承知しております。でも、そこまでためてきたものは、じゃあ、住民のせいですかということになると、そうじゃないと思うんですね。そういう道路をアスファルトにした土砂がどんどん流れていく、高いところから低いところにだんだんたまって行ってそうってしまった。少子高齢化になってそれができなくなってきた。それでもって今度は、それをまた住民がやるべきことだということを言うんじゃ、税金を払っている人の身になったら、税金は取られる、側溝は自分たちで掃除するということになりかねないんじゃないですか。じゃあ、それをまた、はたしてやつたとしましょう。そうしたら今度、側溝のない道路をつくってくださいと言ってつくつたわけじゃないですが、そこは町でやるしかないんだとって町でやるわけですよ。昔つくつた側溝はあんたたちが掃除するんですよ。新しいところはバキュームで吸ってあげますよということをやつたらば、不公平さは出てくるんじゃないですか、どなたでも結構です、副町長でも結構ですよ。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 先ほど来、側溝清掃、先ほど副町長が申しましたように、昔はそういうふうな、地元の中での清掃作業というふうなことでやっていただいたと、そういうふうな経緯がございます。しかし、今、議員が申しますように、今は高齢化社会で、なかなか地元の中でも高齢者ばかりになって、側溝の清掃等、ふたをあけることさえできないような状況も近年は出てきていると、そういうふうな話も聞いてございます。そういうふうなことを受けまして、今後につきましては、今の側溝の状態等をよく調査してですね、すぐに一度に全部全ての側溝を清掃できるかということ、先ほど来、言いましたように、多額の費用がかかります。これは実際に、ほんとの概算の試算ですが、ふたつきの側溝全ての清掃には、約10億円程度かかるんじゃないかというふうな試算をしています。そういうものも全てすぐにやっっていくということは、今の財政状況の中では、これは不可能です。そういうふうなことで……。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長、なぜ今の最新の側溝は一般住民では清掃できないか、そこをちょっと説明してくださいよ。

○都市建設課長【伊藤知明君】 今、設置している側溝につきましては、ふたのない側溝を設置しています。スリット型というふうなことで、ふたはございません。そういうふうな側溝につきましては当然、ふたを取ってスコップ等で土砂を上げるということはできませんので、それは住民の方をお願いしてで

きる、そういうような清掃作業ではないというふうに考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 課長、私の聞いていることは、課長は答えていると思いますか。私は先ほどからね、予算が一遍でやりなさいという話もしていませんし、私はですね、一度も一遍にやんなさいということを言っているんじゃないんです。今、雨水計画があるところぐらいは、つくるまでに取れるんですかという話をしているわけです、これがメンテナンスでしようと言っているわけですね。それで、ほかのところも埋まっていますよ、確かに。埋まっているものはふたも取れない状態なのに、砂やほこりがたまっている。それで住民は年をとっている。今度は若い人が勤めにいって誰もいない。それでもってそこを今度はスコップなんて歯が立たないものを、重機を持って行って取らなきゃ取れないものを一遍にやるなんていうことは不可能に近いですよ。そんなことを私、聞いているんじゃないよ。こういう計画をするのに、どうしてこの土砂を取らなくて計画に移しちゃうんですかということ、メンテナンスの一番の肝心なところでしょうと言っているんです。そんなことは私が聞いているんじゃないでしょう。ここで今、私が言っているのは、そういうことはどうなのかと聞いているわけです。

片や、だから、側溝がきれいな状態で設計をして、それで物を買ってつくるんですよと片一方では答弁しているわけ。そうすると、片一方は、土砂があることを、取らないでその計画に乗れば、また同じことになっちゃうんじゃないかという質問をしているんです。それを町長に聞いているんです。町長、どういうふうにするのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど来、申し上げていますとおり、現実に側溝が詰まっているところもございます。そこが起因して雨水が流れていないというところもあるんだろうというふうに思います。今、都市建設課長が申し上げますように、きちんとそういうところを見て、調査して、そして、大きな予算が全体的にはかかってしまうかもしれませんが、その緊急性とかを見て、町のほうで対応するべきところはしていくということになります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 今みたいに町長、伝えてくれるとね、計画が終わるまでに、都市建設課ではそこを調査して、取れるものは取って、その工事に支障のないようにするよという答弁が欲しかったんですよ。全部の土砂が埋まったのを取れとか、そういう話をしているんじゃない。片一方は何億もかけてこれから工事をやるのに、この雨水が詰まっていたのでは、つくったものがむだになっちゃうんじゃないかという質問をしているわけです。これがメンテナンスだと言っているわけですね。だから、その答えを課長がしてくれればいいわけですよ、尋ねているんだから。だから、それを聞いて、町長にこれだけのことがあって、これだけの予算をもらわないと、ここは整備できないですよという話が自然の流れじゃないですか。そうすれば町長も私の答弁にちゃんと答えられるわけです。そういうわけですよ、違いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 限られた予算の中で、町民の皆様からお預かりした税金を、社会福祉、またはそういった社会資本の整備、いろいろなところに使わせていただきますが、そこを総合的に勘案して

きちんと予算配分をしていきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 ほかに予算がかかることを今、お尋ねしていません。このことは計画するまでに側溝の掃除ができますかということ町長に聞いているんですね。だから、それができるように指示をしてくれないと職務怠慢だし、私に言わせればですよ。人事案件の決定権はあなたですから、人事の問題があったんじゃないかという話でしょう。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、呼称で呼んでください。

○10番【勝山修輔君】 はい、そういうことで、私が言っているのは、じゃあ、次に移ります。

優先順位というのは、先ほどのお話では、担当課長と副町長で決めて、それで町長が決裁をするというふうなことを聞きましたが、この優先順位というのがあるとするならば、予算時に、予算をつくった時点にですね、この順序でやりましょうかというのは公表できますか、できませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 優先順位等につきましては、議員の皆様にも実施計画等をお渡ししております。ある程度のことまでは公表できますので、具体的な路線名とか、そういうものが決まっているものについては公表することは可能だと思います。そのほかですね、一概に舗装で何千万円持っていますよというのは、場所が特定されておきませんので、そういった形のやつは金額しか申し上げることはできません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私は、副町長、望むことは、金額のことではなくて、どこを修理するよ、どこをやるよというようなことの優先順位を町民に知らせていただけますかということなんですね。予算とかそういうことは関係なく。これだけのたまってきた、ことし1年間でこんだけメンテナンスの部分で要望がありましたと。このうち、ことしの予算ではここと、ここと、ここと、ここをやっていきますよということを公表できますかということ聞いているんです、どうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 予算の段階でございますので、実際の実施とはずれる場合もございます。それで迷惑をかけるようなことがあってはまずいものですから、余り箇所については具体的には、発表ができないことはないんですけども、そうとられて、そこができなかった場合の責任問題もありますので、発表は差し控えたいというような形で考えております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それじゃ、予算が決まりました、予算は税金で予算を決めているわけですから、それで何の要望があっても、要望があったことすらもほかの町民はわからないわけですね。その要望が、どこの自治会からどういう要望があったというのは誰も知らないわけ、要望したところは知っているわけです。その要望したところの順番ぐらいは公表できますかと。そうすると、要望した人たちは、あっ、おれたちは、予算がないからことしは無理だけど、来年に入るんだとかという、要望した側の身になればそれがわかってくるんじゃないかと。お金がないのに、予算がないので全部できるわけじゃな

いのは誰でも知っているわけですから。そうすると、要望していったのを、例えば、自治会長が要望していった要望が、ああ、ことしは無理だったけど、来年の何番ぐらいにはできるんだから、それまで辛抱しようなどというようなことができるのではないかというようなことでお尋ねしているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 道路の要望箇所の優先順位の決定の仕方につきましては、緊急性、公共性、投資効果等を勘案した統一した優先順位評価というものを行うようなことで行っております。そういうふうなもので行いまして、透明性の高い整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 予算化しているとか、そういう話じゃないんですよね。課長の言っていることは、長々と私はよく理解できないんですが、要望したことがいつごろできるのかなという目安が立つような公表の仕方はありませんかと言っているわけです。何も、金額がどの、どこを順番にするよじやなく、要望した人が、要望したのが、ことしはできない、来年ならできる、再来年になっちゃうよということを聞くことが、今、課長の言うように、何々の検討委員会だ、何々の会議を経てというんじやなく、要望した人はそれが知りたいわけですよ。私のところへ来る人もそういうことです。「要望したんだけど、何年かかるのかね。10年たってもやってもらえないんだよね」という話があるから、せめて、その人たちが要望したことは、ことしは無理、来年は無理、再来年なら何とかかなるかなという目安ぐらいは、税金でやることですから公表できませんかというお願いをしているんですが、どうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 要望につきましては、今現在は、自治会を通して、自治会長が要望をしていただくというふうなことで受け付けをしてございます。先ほど申しましたように、そういうふうなものを評価基準に基づきまして、この路線については緊急性があるとか、緊急性がないというふうなことの公表は、その自治会のみに行っております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 同じことを何遍も聞いていますと時間がだんだん過ぎちゃうんですが、課長さん、私の言っているのは、言った自治会は何をお願いしたかわかっているんですよ。ほかの自治会は何をお願いしたかわからないんですよ。だから、私の言うのには、緊急性だとか、そういうことをまず考えないで、順番が決まっていれば、あっ、うちは頼んだことが再来年になっちゃうなということがわかることはできますかということを行っているんですよ。予算が幾ら、緊急性があるかというような話は今、していますか。

○議長【津野田重一君】 同じ質問ですね。

(「はい」の声あり)

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 要望があった自治会ごとの要望の順位等を、全ての自治会に公表すべきではないかというようなご意見ですが、要望があった路線につきましても、そのとき、そのときの財政状況、また社会情勢、そういうふうなものがありまして、なかなか、全てその優先順位に基づいてできるというようなことではないというふうに考えてございます。そういうふうなことでありますので、そのように全ての自治会に要望があって、何年後にここはできますよというようなことの公表は難しい状況であるというふうに考えてございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 あのですね、予算がない、優先順位、緊急性がないというのは、頼んだほうはわからないんですよ。判断するのは課長さんのほうだけなんです。そうすると、緊急性がないか、あるかは要望しているほうにはわからないんですよ。だから、それを皆さんから要望があったことを、こういう要望があったよということを全ての自治会に教えてあげたらどうですかと言っているわけですよ。そうすれば、ああ、予算がこれしかないなら、これはできないな、とかということ判断すれば、要望も少なくなるし、肝心な要望だけになるんじゃないかなというふうに私は思っているのじゃべっているんですね。

だから、あなたが言うように、予算がない、予算がないと、予算をもらってきなさいよ、机の上に座っている前に。そうでしょう。何も積んでいるだけが役場の仕事ではないんですから。おろしてきて、あなたがどうしても必要だというものなら、町長だって副町長だって決裁をくれますよ。あなたはもってくる力がないんじゃないですか、課長。そんな机の前で何か考え事でもしているの？ 体を使ってもらってきなさい、そして早く直してあげなさいよ、払っている人のお金なんだから。緊急性があるか、ないかなんていうのは、あなたしかわからないんです。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、「あなた」が「課長」。

○10番【勝山修輔君】 はい、課長しかわからないんです、緊急性があるか、ないか。

次に移りたいと思います。2番目、同僚議員がやったようなのですが、またしつこくなるようですが、2番目、上三川町のPR動画「上三川独立宣言」についてお伺いします。

1つ目、「上三川町は何にもない」と言われたことについての認識を町長にお聞きしたいと思います。何をもって「独立宣言」を思いついたか、また、このことでPR効果はどうだったのか。

3番、PR動画作成にかかった費用の内訳、また、この動画を見て町に興味を持った人の数はどのぐらいと推測しているのか。

町長の言葉で、「町に何でもある」と言っているが、それを具体的に説明していただきたい。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

今回のPR動画につきましてはフィクションであり、冒頭の「上三川には何にもない」というせりふについては、最後の「何でもある」という言葉を強調するために用いたものでございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

町の知名度向上としてメディアに取り上げていただきたいやすいものをと考え、「独立宣言」という

インパクトのあるテーマで動画を作成いたしました。結果としまして、テレビ、新聞、ラジオ等で取り上げていただき、町のPR効果はあったと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

PR動画の作成費用につきましては、全額、地方創生加速化交付金を使って作成したもので、「るるぶ」の作成と合わせて、委託料で511万9,000円となっております。このため、個別の料金はありませんが、仮に個別に作成した場合は、「るるぶ」が約410万円、動画が約170万円で、合計約580万円となっております。町に興味を持った方の数は推測できませんが、再生回数も約1万回を超えておまして、また、今回の動画以外の関連動画も視聴回数が伸びておりますので、相当数の方が町に興味を持っていただいたと考えております。

最後に、4点目についてお答えいたします。

上三川町には、とてもおいしいお米や野菜などがたくさんあり、また、いきいきプラザや公園などの親子で楽しんでいただける施設もあります。さらに、多くの工場が立地し、雇用もあります。今後もさらに上三川町のよいところを充実していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 再質問に移りたいと思います。

「何もない」と言われたことはインパクトがあったというふうに私も思っています。「独立宣言」という言葉については、昭和57年、町おこしの一環として独立国ブームが起り、最盛期には200国の国があり、乱立のせいでインパクトがなくなり、後発国の無計画性で減少し、今現在では50カ所に満たない独立国だというふうに私は聞いております。

上三川町が、今、町長の説明で、「独立」というインパクトをもってPRしたというところだけは、私も、わけはわからないんですが、見ていて何ともわかりませんでした。独立というPRにはなったと思います。ただ、中身が全く出てこないのと、よく見ている町民がいるので、「役者が少ないね」と言うから「何ですか」と言ったら、「学生もナイキの靴をはいていたけど、今度は職員もナイキの同じ靴をはいて出ていたよ、あれ、靴は同じだったね」と言われたんで、もう一度見直したら同じような靴でした。そのところは、ナイキの靴は何百足も何万足も売れているから、その人だということは、上が映りませんのでわかりませんでした。そんなところまで町民が興味を持って見たことは確かです。ただ、「何を言っているのかわかる？」と聞かれたとき、「見た私も何を言っているのかわからないけど、PRだからいいんじゃないの？」というふうに答えました。

それで、この「るるぶ」という本をつくったというのは、これ、大体、A3が3枚分です。この両面の印刷で幾らかかったというか、これだけかかって、これを配ったと、もう在庫がないから、またつくるんだということですが、この配ったところから何かアクションがあつて、ああ配ったなという、どなたが配ったかわかりませんが、配って受け取ってくれた人からどんなインパクトがあつたか、お答えできましたらお答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 今回の「るるぶ」でございますが、これの反響といいますか、議員のご質

間でございますが、都会、都市部で行いましたマルシェであるとか、あるいは、きのうも篠塚議員さんのほうにはご説明させていただきましたが、連携を結んでおります銀行さんの県外の支店等に配布してございます。上三川の名物であるとか、上三川の会社がどんな会社があるのかと、そういったことで、それについては名物料理といいますか、B級グルメですね、黒チャーハン、これらにつきましても、ああ、こういうものがあるんだということで反響はいただいております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 初めて見た人はびっくりしましたから、PRとしてはインパクトがあったんだと思いますが、これに500万円のお金、国のお金ですけど、これは回り回れば私たちの税金になるんですが。それで、これだけのことをした500万円が、町長はよかったとお思いになるのか、もっと違うことを考えてもよかったかなと思うか、今の心境はどんなふうですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 視聴回数が1万回を超えているというところから見ても、そして、先ほども答弁で申し上げましたとおり、新聞、ラジオ、テレビ、こちらからお願いしたわけでもなく、その話題性を取り上げてくれて、そういった記事とかですね、取材に来てくださっているということはそれだけ反響が大きかったということで、ベーシックとディベロップメントという2つ、ベーシックというのは町の施設とか、そういうところを映像化して、そして、こういうストーリー性を持たせたもの、どちらかにするかということで、やはりインパクトがあったほうがいいだろうということで、このディベロップメントのほうを選びました。60周年記念のときにベーシックのようなものはつくっていますが、これをつくったことによって、60周年につくったベーシック的なPRビデオも一緒にその視聴回数が伸びているということは、上三川町の魅力の発信ということに十分意義があったというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私は、企画課が言い出した案件を全て町長が飲み込むことは、私は反対だと思っています。よく考えて、むだのない税金を使わないと、その創生事業で出たお金が、またほかにも利用価値があったんじゃないかということが、私は一つ、疑問でならなかったのも、それでこの話をしました。

私は、この話の次に移りたいと思うんですが、長々とやっていると、時間が、最初で食っちゃいましたので、次に飛ばしたいと思います。

町のイメージキャラクターという「かみたん」の活用についてちょっとお聞きしますが、これまで「かみたん」がイベントなどで出演した回数はどのぐらいありますか。

これまでに「かみたん」が町のPRのために他の市町に行って出演した回数は幾つありますか。

他の市町ではイベントの一環として、誕生会や、もろもろ開催されているが、これまでに「かみたん」が他の市町に招待され、出演したことはあるのか、もし、ある場合は、そのイベントは何か。

何のためにマスコットとして「かみたん」をつくり上げたかについて質問したいと思います。

明快なる答弁をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目から3点目につきましては関連しておりますので、一括してお答えいたします。

「かみたん」のイベントなどの出演回数につきましては、平成24年度から28年度の5年間に合計で155回出演し、うち、町外のイベントについては、とちまるショップでの町のPRや、下野市の「おいでませ下野」など70回の出演がございました。また、今までに他市町等から招待されたイベントにつきましては18回出演し、栃木県の「とちまるくん」のお誕生会や、茂木町の「ゆずも」のデビュー1周年イベントがございました。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

「かみたん」につきましては、平成23年度に町のイメージキャラクターとして、町のPR活動の強化やイメージアップを図ることを目的として誕生いたしました。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 今、155回も出演したというのは初めて知りました。私は見たことがなかったものですから、1回も出ていないんじゃないかと思っていたので。ゆるキャラの人気のもとは何か、町長、わかりますか、お答えできますか。ゆるキャラの人気のバロメーターは何だと思えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。

○町長【星野光利君】 ……。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 じゃあ、いいです、わからないんじゃないか答えます。今、ゆるキャラは、歩けないゆるキャラは人気がないそうです。走ったり、駆けたり、動いたりすることが、ゆるキャラの人気のバロメーターだと。うちの「かみたん」君にしてみると、まず、歩きにくい、重い、「とちまるくん」と対して変わらないというところなんですね。県のマスコットですから、よし悪しは別として、動けないというものが一番人気がないということなんですね。私は、何度か同じ形で動けるものがあって、涼しく、暑くないものができるんですが、そういうものをつくったらどうですかと何人かの課長に言ったことがございますが、一度もそのような形跡はありませんでした。

そこでお尋ねしますが、この「かみたん」君に入る専属の方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 専属といたしますか、企画課の職員が通常は入っております。ほかの町村へ出向いて出演の依頼がありましたイベントにつきましては、庁内の関係課ですね、こちらの職員が入ったり、これについては、限られた職員体制の中で実施してございますので、その辺については調整を図った上で出演のほうをしてございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、この使用の規約とか条例とかってというのはあるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 この「かみたん」につきましては、使用基準がございます。まず1つは、マスコットキャラクターの着ぐるみの使用基準が1つございます。あと、着ぐるみの使用に関する要綱がございます。それと、町職員の、「かみたん」に入る職員ですね、これに対します要綱がございます。それと、あとは出演の基準ということで、4つほど基準を設けてございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、この要綱の中身は今、わかりませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 はい、要綱の中身ですが、先ほど言いましたように、要綱につきましては、イメージキャラクター「かみたん」の着ぐるみの使用に関する要綱ということで、これを設けてございます。趣旨につきましては、イメージキャラクターの「かみたん」の着ぐるみを町民等に貸し出しすること、町民の方にお使いいただくために設置しているのが1つでございます。それと、この着ぐるみの使用基準でございます。これがございます。これにつきましては、町のマスコットキャラクター「かみたん」の着ぐるみを使用に関して必要な事項を定めてございます。町の事業だとか行事ですね、これを実施する所管課の職員のほか、着ぐるみを使用できるものということで、対象者のほうを限定してございます。これにつきましては、着ぐるみを使用できるもの、これについては、町の事業や行事を実施する所管課の職員のほか、町のイメージアップやPRを図る目的で着ぐるみを使用する町の関係団体を所管する課の職員ということで規定してございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、町の任意のイベントには貸し出しはできない、貸し出しはできないけれども中身はついてこないという規定はありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 現在ですね、職員が同行するイベントにつきましては、行政もしくは行政と密接な団体ということで、この団体がイベント運営に関して関与している場合、これにつきまして貸し出しで対応してございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、仮に、町おこし夏祭りにゆるキャラを貸してくださいというと、これはどういうのに当たるんでしょうか、かみのかわ町おこし夏祭りです。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 先ほど、私、ちょっと漏れてしましまして、公演のみ、それ以外のイベントについては貸し出しでお願いしているというような形になります。ですから、行政、もしくは行政と密着な団体、これがイベント運営に関与している場合、ですから、行政か、行政に密接な関係がある団体さんがやる場合には、出演依頼をいただきまして、人が入って出演のほうをしてございます。ただ、公演につきましては、それ以外のイベントですね、公演のみ、またそれ以外のイベントについては貸し

出しのほうで対応させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、かみのかわ町おこし夏まつりの名誉会長は町長なんですが、そのイベントにゆるキャラの行進を考えたようなんですが、名誉会長が関連するところに中身のない「かみたん」君を貸すということになるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 はい。今の質問でございますが、この間ですね、勝山議員さんが見えたときに、その話については実行委員会のほうでということ、副町長も同行の上、お話ししたかと思いません。その後ですね、実行委員会のほうでは、うちのほうにはまだ来ていない状況でございますので、協議させていただきまして、先ほど私が述べましたように、職員が同行するイベント、あるいは、行政もしくは行政と密接な団体が関与しているイベント、これについては、中が入った状況で出演すると。ただ、公演のみの場合には、今回のイベント、公演のみになると思うんですが、そのときには貸し出しで対応させていただくのがルールということで考えてございます。

ただですね、これにつきましては、当初にですね、町長のほうから指示も受けてございます。現在の「かみたん」の出演の回数、確かに回数出ていて、今の職員の体制の中ではこれでやっておりますが、今後、やはり議員さんも思われるようにですね、露出を上げていこうということで、町長のほうも考えてございまして、できるだけ表に出るよとということ、指示をいただいております。そういうことからですね、今後につきましては、これからになりますけれど、町のほうでも職員体制、中に入る職員の体制を整えた中で、できるだけ、今以上にイベントに出演できる、そういった体制をつくっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、先ほどの「独立」と同じように、PRの一環でつくったものです。そのPRが足りないから、私たちはゆるキャラをあちこちからお借りをしてですね、上三川の町おこしをしようと、いろいろな方がない知恵を絞ってやっているわけです。その当事者がですね、中身のものを貸すから勝手に着れというんでは、PRでも何でもなくなっちゃうんじゃないかというふうに私は考えています。つくったものなんです。フルに活用して初めて利用価値ができるもんだと思うんですが、町長、その辺はどんなお考えですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど企画課長が答弁いたしましたとおり、「かみたん」についてはなるべく多くの出演回数を考えています。今の職員の体制の中で、ふだんの業務がある中で、そして、きちんと職務規定とか、そういった中をよく調整して、できるものだったら回数を増やすよとというような指示は年度当初にしました。先ほど企画課長が答弁したとおり、今、多分、内部で検討しているところだというふうに思いますので、今後、なるべく町民の皆さんに、または町外に出演できるようなことを考えていきたいというふうに思っています。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長、これは、動けるようにすることが一番大切です。動けて、誰でも入れるようにすることが一番大切だと思うんですね。茨城県の「ねばーる君」というのは、最下位のほうにいたのを、一生懸命頑張りました、何か飛び出るようなことをしたら、上位の4位か5位に入ったとかというふうに聞いていますので、「かみたん」君も自分のメールを持って、誕生会にすぐいけるようなことをほかの自治体ではやっているそうですが、うちはないそうです。その町のホームページから入っていくことはできるらしいんですが、直接、メールを持っているそうなんですね。これはどうやってつくるか、私もよくわかりませんが、そういうことをして、職員みんなが入れるようなものを着れば、交代でみんなが、やっぱりPRですから、行政のPRですから、みんなして着られるようなものをつくっていくことが一番肝心じゃないかと思うんですね。それで人気が出れば、上三川町も栃木県で一位だなんて言われれば、全国的に言ったって10位のランクに入るんだと私は思うんですね。だから、そういうことをよく考えて、せっかくなつくった「かみたん」君なんですから、あちこちにマークでついているだけじゃ意味がないと思うんですね。だから、町がいろいろなこと、イベントをすることに率先してね、「かみたん」君が出ていきましようというぐらいの気持ちがないと、何にもならないと思うんですね。

じゃあ、ここで次の質問は、次回の議会でやらさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 10番・勝山修輔君の質問が終わりました。

○議長【津野田重一君】 本日はこれで散会いたします。

なお、あす9日から11日までは休会とし、12日は午前9時より常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後3時05分 散会